

## 邑楽町ふるさと納税返礼品協力事業者募集要領

### 1. 目的

ふるさと納税制度による邑楽町（以下「本町」という。）への寄附者に贈呈する返礼品をとおして、本町の魅力の発信・特産品のPR・販売促進・産業の活性化などを図るため、寄附者への返礼品として贈呈する商品やサービスの提供と発送にご協力いただける事業者（以下「協力事業者」という。）を募集します。

### 2. 協力事業者の要件

次の要件をすべて満たしている事業者とします。

- (1) 法令等に沿った生産、製造、加工、販売等を行っていること。
- (2) 町税等の滞納がないこと。
- (3) 代表者等が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律における暴力団の構成員等でないこと。
- (4) 個人情報の取り扱いを厳重に行い、かつ返礼品に対する苦情等に的確に対応できること。
- (5) 返礼品の発送の対応ができること。

※返礼品の生産者・製造者が発送対応できない場合、卸売事業者を返礼品提供協力事業者とすることが可能です。同一返礼品について町内外の複数の事業者から申し込みがあった場合、町内に事業所を有する事業者を優先します。

### 3. 返礼品募集要件

- (1) 当町の魅力が伝わる品物やサービスの提供等であり、総務省の定める次の地場産品の基準のいずれかに該当すること。
  - ① 町内で生産されたもの。
  - ② 町内で原材料の主要な部分が生産されたもの。
  - ③ 町内で製造、加工その他の主要な工程が行われることにより相応の付加価値が生じたもの。
  - ④ 町内で生産されたものと近隣の市町村で生産されたものの混在が避けられないもの。
  - ⑤ 町のキャラクターグッズやオリジナルグッズなど町独自の特産品と明らかなもの。
  - ⑥ ①～⑤を主としたものに、これと関連性があるものを加えたセットのもの。
  - ⑦ 町内で提供され、町に関連性のあるサービスの提供、その他これに準ずるもの。
- (2) 原則として、町が返礼品の発注後、速やかに発送することが可能で、品質及び数量面で安定した供給ができるものであること。ただし、生鮮品等で期間・数量が限定される場合は提供可能な範囲内での適用とする。
- (3) 飲食物は、出荷後8日程度（生鮮品については4日程度）の消費又は賞味期限が保証されるものであること。
- (4) サービスの提供については、送付後1年程度の有効期限を設けることができること。

(5) 万一、寄附者からの申込後、該当の返礼品が提供できないといった事態が生じた場合、町との協議に基づき、寄附者に対し、真摯にお詫びするとともに、同等以上の代替品の提供により理解を求めるとともに、誠意を持って対応すること。

※上記に掲げる要件等に適合するものとして、返礼品として採用した場合であっても、返礼品や事業者に対するクレーム等の問題が生じ、町との協議等を経ても改善が図られない場合などは、採用を取り消すことがあります。

#### 4. 協力事業者のメリット

- ・ふるさと納税ポータルサイトに返礼品の画像や商品名、事業者名等を掲載します。
- ・返礼品発送時に、自社商品のパンフレットやチラシ等を同封していただくことで、自社製品の販売促進、PRが可能です。
- ・返礼品代・配送料は邑楽町が実費負担します。

#### 5. 返礼品取り扱い業務委託先

効果的な運営を行うために、返礼品取扱業務全般を次の業者に委託しています。

##### 【事業委託先】

株式会社ウィルドリブン

住所：秋田県北秋田市小又字下川原 110 番地

#### 6. 募集期間

随時募集しております。

#### 7. 申込み方法

「邑楽町ふるさと納税返礼品協力事業者登録申込書」に記入のうえ、邑楽町役場2階 財政課財政係へ提出してください。

#### 8. その他留意事項

- (1) 返礼品受注時に知り得た個人情報は厳重に取扱うものとし、ふるさと納税の返礼品の送付以外の目的で使用してはならないものとします。ただし、返礼品発送の際に同封した自社パンフレット等により、改めて寄附者から協力事業者への商品申込み等で入手された個人情報は対象外です。
- (2) 協力事業者は、返礼品の品質等に関して寄附者から問い合わせ・苦情があった場合に、真摯に対応し解決に努め、その内容については町及び委託事業者へ報告してください。
- (3) 採用された返礼品を変更または廃止する場合は、概ね1か月前までに町及び委託事業者へ報告してください。

(4) 返礼品提供事業者及び返礼品が「2. 協力事業者の要件」「3. 返礼品募集要件」に定める事項に適合しなくなると認める場合は、その決定を取り消すことがあります。

**【問合せ及び書類提出先】**

〒370-0692

群馬県邑楽郡邑楽町大字中野2570番地1

邑楽町役場 財政課 財政係

TEL 0276-47-5004

FAX 0276-89-0136